

令和 2 年 12 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

12月10日

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和2年12月10日〔木曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

- 議案第91号 江南市介護保険条例の一部改正について
- 議案第92号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第93号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正について
- 議案第94号 江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第95号 江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第96号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第97号 江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第98号 江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第99号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第11号）
- 第1条 歳入歳出予算の補正のうち
- 健康福祉部
- 教育部
- の所管に属する歳入歳出
- こども未来部
- の所管に属する歳出
- 第2条 繰越明許費
- 第3条 債務負担行為の補正
- 議案第100号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第101号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第104号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第12号）
- 第1条 歳入歳出予算の補正のうち
- 教育部
- の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正

第3条 地方債の補正

出席委員（7名）

委員長	伊藤吉弘君	副委員長	岡本英明君
委員	宮地友治君	委員	稲山明敏君
委員	中野裕二君	委員	三輪陽子君
委員	石原資泰君		

欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

議長	野下達哉君	議員	堀元君
議員	東猴史紘君	議員	大藪豊数君
議員	片山裕之君	議員	宮田達男君
議員	長尾光春君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	松本朋彦君	副主幹	前田昌彦君
主事	山田都香君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	村良弘君
健康福祉部長	栗本浩一君
教育部長	菱田幹生君
こども未来部長兼こども未来部保育課長	村井篤君
高齢者生きがい課長	貝瀬隆志君
高齢者生きがい課主幹	間宮徹君

高齢者生きがい課副主幹	栗 本 真由美 君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	倉 知 江理子 君
福祉課主幹	大 矢 幸 弘 君
健康づくり課長兼保健センター所長	平 野 勝 庸 君
健康づくり課主幹	中 山 英 樹 君
健康づくり課副主幹	青 山 啓 子 君
保険年金課長	相 京 政 樹 君
保険年金課主幹	影 山 壮 司 君
教育課長	茶 原 健 二 君
教育課管理指導主事	伊 藤 勝 治 君
教育課主幹	夫 馬 靖 幸 君
教育課副主幹	千 田 美 佳 君
学校給食課長兼南部学校給食センター所長	仙 田 隆 志 君
学校給食課副主幹	瀬 川 雅 貴 君
生涯学習課長兼少年センター所長	可 児 孝 之 君
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	中 村 雄 一 君
スポーツ推進課副主幹	宇佐見 裕 二 君
こども政策課長	稲 田 剛 君
こども政策課主幹	平 野 優 子 君
こども政策課副主幹	石 田 哲 也 君

保育課指導保育士

真 野 桂 子 君

保育課主幹

矢 橋 尚 子 君

保育課副主幹

横 井 貴 司 君

○委員長 皆さん、おはようございます。

時間よりちょっと早いですけれども、皆さんおそろいでございますので、これより厚生文教委員会を開会といたします。

最初に一言御挨拶をさせていただきます。

朝夕めっきり寒くなりました。私は今ちょっとウォーキングをしておるんですけれども、今日は朝3度ということで、非常に寒くて、歩いている方もほとんどいませんでした。最近新型コロナウイルスも江南市、だんだん感染者数が増えてきました。これも他市町に比べて、何か江南市は多いんじゃないかなあと私なりに思うんですけれども、これもやはり名古屋市に近いベッドタウンということで、致し方ない部分があるかと思えます。皆さんもやはり新型コロナウイルスの感染に注意して、新聞によりますと、津島市も一宮市の職員も感染したということで今日新聞に載っておりました。また、豊田市議会も13人感染して、議会を開いているんですけれども、非常に大変だということをお聞きしておりますので、ぜひとも皆さん健康に留意していただきまして、この正月、できるだけ自宅にいて、自粛をしていただきたいと思います。

それでは挨拶を終わりますけれども、最初に、新たに委員となりました中野委員を御紹介したいと思いますので、一言御挨拶をお願いします。

○中野委員 おはようございます。

山さんが今定例会で退職されましたので、私のほうが、総務委員会からこちらの厚生文教委員会に異動になることになりました。12月と3月の2回の定例会になりますけれども、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、マスクの着用につきましては適宜といたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、市長から御挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

今、委員長のほうから新型コロナウイルス感染症の関係の御挨拶がござい

ました。御承知のように、愛知県でも昨日がこれまでも一番多い陽性者の発表というようなことがございましたけれども、江南市も先ほどメール配信がされましたけれども、7人という江南市にとっても過去最高の陽性者の発表ということになってしまいました。当然見えないウイルスに関しまして、どこでどういうふうに感染をするかというリスクが非常に高いわけでありませけれども、いつもお願いをしていることは、自分自身が人にうつさないような行動を常にとっていくという気持ちが大切で、江南市は多いんじゃないかなというようなこともございましたけど、決してそのようには思っておりませんが、それだけ交流が多いというようなことのあかしでもあろうかと思っております。

よく経済との両立というようなことも言われますけれども、繰り返しになりますけれども、人にうつさないような行動ということが大切かなというふうに思っておりますので、もちろん自分を守りながら、こうした対応をしていただけたらというふうに思っております。

さて、去る11月26日に12月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。私はこれにて失礼いたします。

○委員長　　ありがとうございました。

これより市長は公務のために退席いただきます。

それでは、本日の委員会の日程でございますが、付託されております議案第91号 江南市介護保険条例の一部改正についてをはじめ、12議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されてございます。質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して

くださいますよう、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されてございます。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、そのほかは退席していただいても結構でございます。

議案第91号 江南市介護保険条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第91号 江南市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第91号について御説明申し上げます。議案書の177ページをお願いいたします。

令和2年議案第91号 江南市介護保険条例の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、178ページには江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。また、179ページから180ページにかけて、条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 これは地方税法が改正されたことによって変わったと思うんですけども、ちょっと具体的にどういうことが変わったのか、あまりよく分

からなくて、特に条例によって令和3年1月1日以降と、178ページの附則のところ、第6条の規定は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用して、その前は従前ということなので、多分その前と後が変わると思うんですけども、そういうことによって延滞された方だけだと思うんですが、どういう影響があるかというの、ちょっと具体的に分ければ教えてください。

- 高齢者生きがい課長 改正の内容についてでございますが、まず初めに第3条の改正につきましては、租税特別措置法の中に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例といったものが所得の算出に追加されましたので、租税特別措置法の条文を追加したものでございます。

それから、附則の第6条の中の延滞金の関係ですが、こちらが今年の6月定例会で、市税の改正であるとか、国民健康保険税の改正であるとか、そういったところで改正がされましたけれども、これまでの特例基準割合としておりましたものが、延滞金特例基準割合というところで名称が変更になったというところで、文言の整理をさせていただいたということでございます。

それから、令和3年1月1日から施行するといったところで、これまで1月1日以前の部分の延滞金の計算は従前の例によるというところでございますので、この部分は変わらないで、令和3年1月1日からこれを適用するというところでございますけれども、特に延滞金の率が変わるということではございませんので、先ほど言いましたように、呼び方といいますか、名称が変わったというところで文言の整理をさせていただいたというところでございます。

- 委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時36分 休憩

午前9時36分 開議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

- 委員長 続きまして、議案第92号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 保険年金課長 それでは、議案書の181ページをお願いいたします。

令和2年議案第92号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

182ページには江南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）を、183ページには条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時38分 休 憩

午前9時38分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第92号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第93号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第93号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○こども政策課長 議案第93号について御説明申し上げますので、議案書の184ページをお願いします。

令和2年議案第93号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正についてでございます。

185ページをお願いいたします。

江南市児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例（案）を、186ページには江南市児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 この条例改正というのは、今回新型コロナウイルス感染症を想定されて、新型コロナウイルス感染症の影響によって申請できなかった方がいらっしゃるという想定でできたものでしょうか。

○こども政策課長 委員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症も含めてその他の災害も含めた対応ということで、県が改正したことによって、市も合わせて条例改正を提案させていただきました。

○三輪委員 この改正によって、これを適用される方が何名いらっしゃるという想定がありますか。

○こども政策課長 今年の4月から現在までに申請を行った方において、児童扶養手当の要件を取得した後、書類の提出まで1か月以上の期間がかかっ

た方を調べましたところ、5名いました。ただし、当時の申請において聞き取りをしておりますが、その聞き取りにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響で申請が遅れたというような申立ての方は一人もおりませんでした。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時41分 休憩

午前9時41分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第93号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第94号 江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定について

○委員長 続きまして、議案第94号 江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第94号について御説明申し上げます。議案書の187ページをお願いいたします。

令和2年議案第94号 江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定についてでございます。

はねていただきまして、188ページから191ページには、参考といたしまして江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センターの管理に

関する協定書（案）を、192ページには覚書（案）を、193ページから198ページには指定管理者の仕様書（案）を、199ページには指定管理料支払額内訳表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願います。

○委員長　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　ちょっと何点かお聞きしたいんですが、まず1つは、協定書の中で、194ページの福祉センターが毎月第3金曜日休みなんです、コミュニティ・センターは休みがなしということで年末年始だけということなんです、これは同じ建物の中なんです、どうしてこういうふうになっているのか、ちょっとお聞きします。

○高齢者生きがい課長　委員おっしゃられたとおり、福祉センターについては毎月第3金曜日、それからその日が祝日に当たる場合はその翌日、それから1月1日から同月4日までと12月29日から同月31日までということで、休館日が設けてございます。

それから、コミュニティ・センターについては、土、日、祝日等々の休みはございませんで、年末年始の7日間だけという休みでございます。これは、福祉センターとコミュニティ・センターというのが全く別の公共施設であると。建物は一体なんですけれども、ただ、目的が違っているというところで休日の取扱いが違っているものでございまして、特にコミュニティ・センターについては地区の学供であるとか、公民館であるとか、そういったところと同じ地域のための集会施設といったところでもありますので、祝日等々でも開館をして、使っていただいているというところでございます。

○三輪委員　あと、196ページの福祉センター及びコミュニティ・センターの運営のところなんです、1番から3番までのことが、これはコミュニティ・センターの中で行われていることなのか、例えば老人クラブの育成指導というようなことがあるんですが、こういうのは出かけて行ってやっていることなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○高齢者生きがい課長 福祉センターの中に、老人クラブ連合会の方が使用していただく部屋がございますので、そうしたところを老人クラブの方々に提供しているというところで、こうした記載がされているということがございます。

○中野委員 今、指定管理の期間が令和8年までという形になってはいますが、公共施設再配置計画の中でいろいろとコミュニティ・センターも上がっていたと思うんですけど、今公共施設再配置計画の中の記述が、ちょっと記憶していないので申し訳ないんですけども、その辺の整合性みたいなものって、どんな感じになっていますか。

○高齢者生きがい課長 おっしゃられたとおり、公共施設再配置計画でございますが、江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センター、それからこの後で説明をいたします江南市高齢者生きがい活動センターにおきましても、取扱いが第1期でございます。10年間でございます。2018年から2027年、この間に複合化を含めた更新といった方針が示されているところでございます。

ただ、現在行政経営課を中心に関係各課、複合化等の可能性を含めまして、更新の方法について検討しておるところでございますけれども、現時点で更新といった新たな施設建て替え等、そうした明確な方針はまだ持ち合わせておりませんので、今回の指定更新においては、指定期間を5年とさせていただきまして、その5年間の間に具体的な方針等を決めていきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○岡本委員 まず聞きたいのは協定書（案）なんですけれども、前回の指定管理のときに作られた協定書と今回と、何か変更点とかはありますか。

○高齢者生きがい課長 協定書、それから仕様書のほうですけれども、前回の指定管理との変更点でございますが、まず初めに協定書のほうでは、議案書の189ページを御覧いただきますと、189ページの第7条でございますが、利用料金は指定管理者の収入とするといった条文がございます。こちらは、これまで利用料金については社会福祉協議会のほうで一旦預り金として処理

をしてもらって、そのまま精算のときに返還という形を取っておりましたけれども、今回の指定管理からは、一旦これを社会福祉協議会のほうの歳入に入れて、それも指定管理のほうで使っていただいて、最終的には精算をするというような形に変えていきましたので、この第7条につきましては追加をさせていただいた条文でございます。

それから、仕様書のほうですけれども、今度は197ページでございます。

197ページの(1)予算の執行の②のところでございますが、施設の修繕にしまして、修繕のときの費用負担の考え方といたしまして、これまでの仕様書では「1件30万円を超える場合は市と協議をする」とだけさせていただいておりますけれども、今回仕様書のほうに「原則として、江南市の予算で執行するものとする」という文言を付け加えさせていただきまして、30万円を超えるような高額な修繕は、あくまで市がやるんだというところで明確にさせていただいたところでございます。

○岡本委員　ありがとうございます。

今の修繕のほうなんですけれども、これは今後そういった修繕をしなければいけないようなことが何かあるのでしょうか。ただの見込みなのかをちょっとお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　御存じのように、何分かなり老朽化をしている施設でございますので、点検により不備が発見された場合には、それを計画的な修繕というものを行っております。

ちなみに、今年度につきましては、電気系統の高圧進相コンデンサという機械なんですけれども、こちらは31万5,000円ほどかけて取替え修繕を行っております。

それから、令和3年度の今のところの予定ではありますが、こちらのほうは修繕ではなくて備品になるんですけれども、平成27年の12月補正で更新をしましたAEDがもう5年たつものですから、令和3年度にはこちらのAEDを更新するというような計画を立てております。

○委員長　先ほど言われた使用料の関係は、どのぐらい見込まれているのでしょうか。それを、使用料を例えば収入にして、それをまた支出で使ってもいいというような形になるのでしょうか。

○高齢者生きがい課長 おっしゃられるとおりで、まず使用料、市のほうから払います指定管理料と、それから利用料で得られた収入、この2つをもって指定管理をやっていただくという形になりますので、今回指定更新のときに見込んでおります利用料収入としては、年間約170万円ほどを見込んでおりますので、実際の指定管理に係る費用から170万円を差し引いたものが今回の指定管理料ということになっております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ただいま委員外議員からの発言の申出がありました。

本件に関して、長尾議員から委員外議員として発言がしたいと申出がありましたので、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、委員外議員としての発言を許可いたします。お願いします。

○長尾議員 失礼いたします。

私からは2つほどお聞きしたいことがありまして、1つは先ほど中野委員が言われた期間の話に関連しての話なんです、先ほどの課長からの御答弁の中で、第1期の公共施設再配置計画の中の期間に入っていますので、この5年間で考えていってやりますと。その後対策というか、複合化、建て替え等々考えていきますと言われたんですが、その中の公共施設再配置計画の記述の中に、今年度中までに検討を終えて、来年度、再来年度までに更新するという計画がしっかり書かれているわけですね。それとの整合性が、今言われた答弁では全く合わないわけです。5年間もこれから先検討しなきゃいけないという理由が全く分からないので、そこについて明確な、5年間もこれから考えて検討しなきゃいけない理由をひとつお聞かせください。

2つ目は、指定管理者の対象先です。継続なので、当初選定されたときに、ここの指定管理者、社会福祉法人江南市社会福祉協議会に出されていますが、ここの指定管理者でないと、ここの施設が管理できない何か理由があるのか。それとも、それはないんだけど、継続だからやっているのか。この指定管理

者をここで選定されている理由を改めて教えてください。

○高齢者生きがい課長　　まず1点目でございます。

議員がおっしゃられたように、公共施設再配置計画のアクションプランの中では、この老人福祉センター、それからこの後出てきます高齢者生きがい活動センター、こちらのほうは両施設とも令和2年までに複合化を検討すると。それから、令和3年、令和4年にかけて更新・複合化を実施するといった形になっております。この複合化を含めまして、また大きな施設ですと、更新も含めまして関係課との協議であるとか、それから土地の取得であるとか、取得方針であるとか、そういったものが実際に検討にまだ時間がかかっているというのが現状でございますので、現在までにまだこのアクションプランに記載された目標どおりに複合化の検討というのがなされていないという状況でございますので、今回まずは指定期間5年を更新いたしまして、第1期10年の間にはこの更新・複合化といったものを実現していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、2番目の指定管理を任意で継続しておるということですが、この江南市社会福祉協議会は指定管理者制度、平成18年から始まっておりますけれども、それ以前から江南市社会福祉協議会は老人福祉センター内に事務所を設けておりまして、それ以前も管理委託といったような形で、ずっとこのセンターを管理していただいております。その管理については、管理状態等、良好な状況でありますので、特にこれで任意指定を覆すような理由がないといえますか、良好に管理をしていただいているということでございますので、今回も任意指定により江南市社会福祉協議会に指定管理をお願いしていきたいというところでございます。

○長尾議員　　2点目の話は了解しました。それなら妥当と思いました。

1点目の話なんですけど、アクションプランがあつたけど検討が遅れていますという話を今御答弁でいただいたんですけど、それであれば、このアクションプラン側の状況についての報告を事前にして、だから検討が長引きますというような報告があつて、そこが承認されてから、要は日程変更、スケジュール変更した後で今回の議案が出てくるなら分かるんですけど、それが聞かないと出てこないというのでは、順序が逆のような気がするんですね。

普通であれば、もともとこの計画どおりいってれば、要は2年後には更新がされていて、指定管理はこの5年間、要は余分に3年間はなくて、新しい施設の管理が始まったという話になるわけです。だから、そのところも含めて、今の現状なので仕方ないかと思えますけど、計画どおりいかないのであれば、分かった時点で先に報告をしていただけませんか、今後。今回はしようがないですけど。全ての事案に対してですけど、計画を立てたのであれば、計画が計画どおりいかないことが分かった時点で、全員協議会なりでしっかり計画変更するというのを報告していただきたい。でないと、我々は、この報告、公共施設再配置計画の計画の内容を承認して進めているので、そこ合っていないと、本当にいいのかどうかというのが、判断がつかないので、できないならできないということをしっかり進めていただきたいとお願いであります。これは要望です。以上です。

○委員長 答弁は要りませんか。もしあれだったら言ってもらってもいいですよ。

○健康福祉部長 答弁のほう、繰り返しになるかもしれませんが、公共施設再配置計画の進行につきましては、健康福祉部、高齢者生きがい課単独だけではなくて、市全体の計画という中で遅れているということについてというよりも、公共施設再配置計画の進捗状況がどうなっているかという報告は、私どものほうからはお話ができにくいというところがございます。

ただ、老人福祉センターの公共施設再配置計画の関連でお話をするというのを主に考えますと、先ほど課長が答弁したとおり、第1期中で計画を立てる複合化もしくは移転ということになっております。これは繰り返しのなりますが、複合化にしろ、移転にしろ、単独で考えるということよりも、公共施設再配置計画から見ると、ほかの公共施設との兼ね合いも出てきます。これもまた全庁的ないろんな組合せがあらうかと思いますので、早急にはできない。ただ、議員おっしゃるように、計画どおり進めないといけないという認識は持っています。そうしたはざまの中で、市全体で考えて早めにとすることは重々承知しておりますが、なかなか進むことが容易ではないということは分かっていたいただきたいというところがございます。

そうした中で、指定管理者の指定に当たっては、それを待っているとまた

切れてしまいますので、前回どおり5年という設定をさせてもらったところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 長尾議員、まだいい。1点だけですよ。

○長尾議員 すみません、せっかく部長から御答弁いただいたので、あえて申し上げさせていただきますと、公共施設再配置計画、市全体の計画書が今年の3月に更新されているわけです。そのタイミングで、要はこの時期に終わらないというのは分かっていたと思うんですよ。そこの変更の中に入っていれば、何も言わないわけです。でも、市全体としての計画として変更が入っていなかったのが、今あえてそれが全体として報告してほしいと言っているだけであって、部単独でできないのは分かっていますし、言われることも全て分かるんですけど、であれば、だから分かったときにとということで、この計画をせっかく見直されているんだから、それも含めた全体の見直しをしていただければ、今の話にはならなかったということだけお伝えしておきます。以上です。

○委員長 分かりました。要望として聞いておきます。

質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

午前10時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第94号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号 江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の
指定について

○委員長 続きまして、議案第95号 江南市高齢者生きがい活動センターに

係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 議案第95号について御説明申し上げます。

議案書の200ページをお願いいたします。

令和2年議案第95号 江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定についてでございます。

はねていただきまして、201ページから204ページには、参考といたしまして江南市高齢者生きがい活動センターの管理に関する協定書（案）を、205ページには覚書（案）を、206ページから210ページには指定管理者の仕様書（案）を、211ページには指定管理料支払額内訳表を掲げております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 先ほどと同じで、協定書などで前回と変更の点がもしあれば教えてください。

○高齢者生きがい課長 高齢者生きがい活動センターの協定書、仕様書でございますが、先ほど老人福祉センターのところで申し上げましたように、仕様書の209ページを御覧いただきますと、こちらのほうは修繕に関する取決めでございますが、1件、こちらのほうは10万円という金額でございますけれども、10万円を超える場合は市と協議するとだけしておりましたものを、原則市の予算で執行するというふうに明確化をさせていただいております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第95号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第96号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定について

- 委員長 続きまして、議案第96号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、議案第96号について御説明を申し上げますので、議案書の212ページをお願いいたします。

令和2年議案第96号 江南市心身障害者小規模授産施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

はねていただき、213ページから216ページに参考としまして協定書（案）を、217ページには覚書（案）を、218ページから223ページには指定管理者の仕様書（案）を、そして224ページには指定管理料支払額内訳表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 三輪委員 以前は5年の指定管理の期間だったと思うんですが、今回3年になった理由と、あとの施設、すみません、ちょっとよく分かっていないんですけど、定員が何名ぐらいで、職員の方が何名ぐらい分かれば教えてください。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 まず、今回指定管理の期間を例年5

年としておりましたものを3年と短く設定させていただいた理由でございますが、江南市公共施設再配置計画におきまして、この施設については第2期に当たります2028年から2037年に他施設との複合化の方針が示されております。この計画を踏まえ、施設の方向性を検討するに当たりまして、具体的に検討を進めるに当たり指定期間を3年と短く設定し、検討を具体的に進められるようにということで短く設定をさせていただいたものでございます。

施設に関しましては、実際にはときわ会に施設の運営をお願いしております。小規模授産施設とときわ作業所を一体的に今運営していただいている関係もございまして、まずときわ会との検討に入っていきたいというふうに考えております。

それから、小規模授産施設の定員でございますが、定員は15名でございます。令和2年10月現在の登録者数が12名でございます。職員体制は実人数が6名でございますが、ときわ作業所及びデイ・サービス施設「あゆみ」との兼務が1名ずつでございます。以上でございます。

- 委員長　ほかに質疑はございませんか。
- 三輪委員　先ほどの中央コミュニティ・センターは5年間かかるということなんですが、ここは3年間でその後のことを検討するということがいいたいですか。確認です。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　中央コミュニティ・センターや老人福祉センターにつきましては、不特定多数の方が利用される施設でございますが、小規模授産施設におきましては、経年的に同じ方が継続して利用されておる状況でございますので、その方たちの意向、それからときわ会の意向など、具体的にまずは話を進めるといいますか、検討することができますので、まず3年で検討を重ね、3年で結果が出ない場合には、また3年というふうに短いスパンである程度の目的を持って話を進めていきたいというふうに考えております。
- 三輪委員　先ほどの指定管理では5年間同じ金額だったんですが、今回の指定管理料が毎年値上がりというか、増えているんですけども、その理由を教えてください。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　まず指定管理料に変動がある理由の

一つとしまして、人件費の変動がございます。令和2年と令和3年を比べますと、小規模授産施設の人件費が201万6,000円増額となります。それから2年ごと、奇数年度ごとに作業服の貸与や送迎車の車検が入ってまいります。小規模授産施設につきましては、作業服の貸与が2年ごと、奇数年度にございますので、8万6,000円の予算が2年ごとで加わっておるといような状況になります。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時12分　休　憩

午前10時12分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第96号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第97号　江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定について

○委員長　続きまして、議案第97号　江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、議案第97号について御説明を申し上げます。

議案書の225ページをお願いいたします。

令和2年議案第97号　江南市在宅障害者デイ・サービス施設に係る指定管

理者の指定についてでございます。

はねていただき、226ページから229ページに参考といたしまして協定書（案）を、230ページに覚書（案）を、231ページから238ページには指定管理者の仕様書（案）を、そして239ページには指定管理料支払額内訳表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 ここについても、大体平均利用人数と職員の数、それから利用料金を指定管理者の収入となっているんですが、前のところも同じなんですが、これは以前からこういう状況だったのかということと、あと減免する場合があるというふうに書いてあるんですが、どういう場合に減免をされるのか、教えてください。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 デイ・サービス施設「あゆみ」の定員数は25名でございます。10月時点での登録者数は12名でございます。職員状況は、実人数で12名でございますが、先ほど申し上げました小規模授産施設の兼務が1名おります。

それから、指定管理者の収入に利用料金を加えると、令和3年度から利用料金を指定管理者の収入とするということでございますが、これにつきましては、今まで利用料金の徴収事務を市が直接行っておりましたものを指定管理者のほうで行っていただくように変更をいたしました。利用者が直接利用のときに窓口とする指定管理者の窓口と徴収業務の窓口が違うということは、利用者にとっては分かりづらい状況になっておりましたので、その辺りの改善をするものでございます。その関係で、協定書（案）の中の第13条を変更しております。それから、仕様書（案）の第10の業務内容についても変更しております。この利用料金を指定管理者の収入とする変更につきましては、先ほどの小規模授産施設についても同様でございます。

続けて説明させていただきます。

先ほどの減免についてということでございますが、今のところ減免対象という取扱いとさせていただいている対象者はございません。実際に御本人の利用料金は、非課税世帯については利用料金がゼロ円となっておりますので、ほとんどの方が利用料金なしで利用できる状況でございます。デイ・サービス施設「あゆみ」の利用者の中では、2名に対しまして一部負担金を頂いているという状況でございます。

○三輪委員　　どういふ場合に減免かというのが分かれば教えてください。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　災害等で緊急な状況で、自己負担が発生するものにおいても自己負担を負担することができない場合というのが減免に該当するというものでございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時18分　　休　憩

午前10時19分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第97号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第98号 江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定について

○委員長　　続きまして、議案第98号 江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、議案第98号につきまして御説明申し上げますので、議案書の240ページをお願いいたします。

令和2年議案第98号　江南市立学習等供用施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

参考資料といたしまして、241ページから244ページにかけて協定書（案）を、245ページから248ページにかけて指定管理者の仕様書（案）を掲げております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○中野委員　議案質疑もされていますので、もし重複する部分があったら申し訳ないんですけども、そもそも私、力長が地元で、地元区が公民館とか建てているので、ちょっとこの辺の内容をいまいち把握していない部分もあるので、ちょっと初歩的な質問になって申し訳ないんですけども、まずこの辺の経緯をもう一回教えていただいてもいいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらの建設当時の経緯でございますが、各区のほうから集会所の陳情のほうがありまして、市のほうが事業主体で、国等の補助を受けて市民の学習、保育、教養及び集会室の用に供する施設として建設を行いました。

○中野委員　これって、指定管理に運営だけを任せるのか、今後この建物を譲渡していくのか、どういう認識になるんですか。

○教育部長　まず、先ほど課長が申し上げた経緯なんですけど、当時集会所のほうを地元区のほうが老朽化ですか、そういったことで建てたいという希望が上がっていたと。そのタイミングといいますか、市が建てれば国の補助が入るということで、集会所で使っていただくということで、学習等供用施設という施設を市のほうが国の補助を使いながら造ったということでございます。ですので、目的としては、集会所で使っていただくということで建てたということでございます。

公共施設再配置計画を立てるときに、公共施設の全体の総量を減らしてい

こうということでございますので、どこまでいっても集会所で使っていただいても市の施設でありますから、集会所として使っているわけですから、それまでは委託という形で運営していたわけですが、そちらのほうを指定管理という形で切り替えて、その建物自体を公共施設の再配置の観点から、市のほうから地元区のほうに譲渡をしていって、公共施設の総量を削減していこうということで、譲渡ということを進めているということでございます。

○中野委員　そうすると、土地もたしか市のものになっていたと思うんですけども、土地も地元区に譲渡していく形になるんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらは、土地は建設当時に地縁団体の認可を受けられていないという団体が多かったということで、市のほうに寄附をしていただいております。こちらの今回公共施設再配置計画に沿って譲渡していく中で、建物の譲渡ということもございますが、土地のほうも譲渡をしていくということで計画をしております。

○中野委員　そうすると、地元区って、地縁団体という形になっていないと譲渡できないと思うんですけど、今ここの9地区については、全部地縁団体になっているというところですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今、9地区の中で地縁団体の認可を受けられた、法人格を得られたところにつきましては5地区ございます。この地縁団体の認可、法人格を得られていないと土地の登記ができないということですので、こちらの地縁団体の認可を取られていないところにつきましては、こちらのほうの進めさせていただくようお願いはしているところでございますが、まだちょっと今の譲渡についての協議も進めていく中で、併せて御説明をしていきたいと思っております。

○中野委員　区長から、この地縁団体を取るのになかなか書類が煩雑で大変だというふうな話も聞いているんですけども、その辺の地縁団体を申請していく支援というか、協力もされていくんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらは、今市のほうで認可の手続を受けているということなんですが、こちらは地方創生推進課のほうでやっています。手続について、今の省略ができるかとか、支援ができるかというこ

とは特に確認ができておりません。

- 中野委員　　そういう中でも、一応譲渡していける見込みは全部あるということですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　　今年度、今の協定のほうの延長というか、再協定を結ぶ中で、併せて譲渡のほうも説明をさせていただいたんですが、じゃあ受けますという団体が、なかなか今のところはないという状況です。引き続き御説明をしていきたいと思っております。
- 中野委員　　今9地区の中で、そうするとまだ全部了承が取れていないということですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　　今、協定を結んでいるところは10地区ございまして、その中で曾本地区につきましては御了解をいただいて、地縁団体の認可のほうの手続も進めていただいて、譲渡のほうが受けていただける見込みができております。9地区につきましては、まだそこまでは達しておりません。
- 中野委員　　なかなかこれから譲渡していくと、管理というか、いろいろ維持費のほうは全部地元区が負担していく形になると思うので、今こういうコロナ禍の中で、なかなかそういう区の中で話を進めていくのも困難な状況でもあるのかなあという形で、区長も1年置きで交代してっちゃうので、その判断をしていくというのは、なかなか区長にとっては負担があるのではないかなあと思うんですけれども、その辺もちょっといろいろ考慮しながら進めていただきたいなあと思いますので、よろしく願いいたします。
- 委員長　　要望でいいですか。
- 中野委員　　お答えできますか。
- 委員長　　暫時休憩します。

午前10時27分　　休　憩

午前10時30分　　開　議

- 委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑はございませんか。
- 稲山委員　　今の現況は、今指定管理者としての区でやっていただいておりますのかということなんですけど、現況。今の要は中般若会館だとか、鹿子島会館

だとか、草井会館だとか、今、区のほうで見てもらっておるわけでしょう。それは、指定管理者として見てもらっておるのかという現況。要は、これは今の継続というか、継続審査なのか新規の審査なのかということ。

○生涯学習課長兼少年センター所長　当初建設時につきましては、業務委託ということで管理運営のほうを行ってございまして、平成18年度から指定管理者ということですので、今回は継続という形になると。

○稲山委員　ですので、継続で指定管理者ということで、今これがこれからの3年間、再契約みたいな形になっていくという話の中だと思うんだけど、全て終わったというか、指定管理者から外れて地区へ、各区へ戻っていった施設というのがたしかあるはずなんだけど、それはないですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　市のほうで、学習等供用施設で建設したのについてはございません。

○稲山委員　以前、和田公民館か何かが、市か何かから区のほうへ行ったような話をちらっと聞いたことがあったんですけど、ちょっとそれを確認したかっただけの話なんですけれど、たしか和田だったか、勝佐だったかの公民館が、市から譲渡されたようなことをちらっと聞いたことがあったものですから、ちょっとその確認をしたかっただけなんですけど、これはないということですよ。よろしかったですね。

○生涯学習課長兼少年センター所長　現在のところ把握はしていませんが、一度ちょっと確認はさせていただきたいと思います。

○稲山委員　私もしっかりと書類を確かめたわけじゃないですけど、昔のある一部の議員がそうやっていつも言っておられましたので、それで移譲・譲渡されたことによって、屋根の改修は物すごくお金がかかるという形で、非常に困っておられたという話を聞いたことがありますので、以前やられておることがあるようでしたら、その辺をきちっと精査していただきたいなあと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長　答弁は要りませんか。

○稲山委員　それだけちょっと調べておいてほしいんですけど。

○委員長　それだけね。調べて、また後から答えてください。休憩をまた取りますので、その後答えてください。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

午前10時33分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第98号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時49分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第99号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第11号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

の所管に属する歳入歳出

こども未来部

の所管に属する歳出

第2条 繰越明許費

第3条 債務負担行為の補正

○委員長 続きまして、議案第99号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第11号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部の所

管に属する歳入歳出、こども未来部の所管に属する歳出、第2条 繰越明許費、第3条 債務負担行為の補正を議題といたします。

なお、審査方法でございますが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　それでは、議案第99号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第11号）につきまして、高齢者生きがい課の所管の該当部分を御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明をいたしますので、議案書の258ページ、259ページをお願いいたします。

最上段の16款2項2目1節社会福祉費補助金の高齢者生きがい課所管分、介護施設等整備事業費補助金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、262ページ、263ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は767万4,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○岡本委員　ページで262、263ページのほうをちょっと聞きたいんですけども、介護施設等整備費補助事業の121万円のことなんですけれども、これというのは幾つの施設に対して補助を行うんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　事業欄にございますとおり、介護施設等の消毒・洗浄を行ったものに対する補助でございます。該当施設は1施設で、こちらが消毒を2回行ってございまして、その合計額121万円を補助するものでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、福祉課の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の264ページ、265ページお願いいたします。

中段でございます。

3款1項2目障害者福祉費で、基幹相談事業（新型コロナウイルス感染症対策）で40万円を、その下の特別障害者手当等支給事業で346万5,000円を、その下の心身障害者扶助料支給事業で256万9,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、266ページ、267ページをお願いいたします。

267ページ最上段の自立支援給付事業、障害者自立支援給付事業で7,753万4,000円を、その下の障害者自立支援医療給付事業で558万7,000円を、その下、障害者福祉システム運用事業、障害者福祉システム改修事業で216万5,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、268ページ、269ページをお願いいたします。

269ページ、最上段の心身障害者小規模授産施設維持運営事業とその下の在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」維持運営事業につきましては、指定管理事業について、令和2年度から令和5年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

その下、わかくさ園維持運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）は、35万円の補正をお願いするものでございます。

次に、270、271ページをお願いいたします。

下段の3款3項1目生活保護費で、生活困窮者住居確保給付金給付事業で1,202万9,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、それぞれの事業につきまして、特定財源として国庫負担金、県負担金等が財源措置されるものにつきましては歳入予算に計上しておりますので、

よろしく願いをいたします。

以上で、福祉課の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員 265ページの障害者手当等支給事業の特別障害者手当等支給事業、またその下の心身障害者扶助科支給事業と2つちょっと聞きたいんですけど、最初の特別障害者手当等支給事業ということで、重度の障害者の方だと思うんですけども、どういった症状の方が増えたのか、教えていただけますでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 特別障害者手当等支給事業につきましては、今議員がおっしゃいましたとおり、重度障害者の方でございます。主には、寝たきりの状態で重度であるというような方となります。

今回、心身障害者扶助料支給事業も補正をお願いしておりますが、手帳全体を見てみましても、重度であります手帳所持者が増え、中程度の方が減少し、軽症の方が少し増えておるといふ全体の増減を見てみますと、そういう状況でございますので、重度の方の手帳所持者が増えておるといふことでございますので、こちらの特別障害者手当等支給事業と心身障害者扶助料支給事業の不足が生じたということでございます。

○石原委員 要因としては、高齢化が非常に増えただとか、またこの次に聞こうと思っています心身障害者なんかそうだけれども、新型コロナウイルスの関係が要因だとか、何か要因が分かれば教えてほしいです。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 あくまでも推測で、高齢化によるというものもあろうかと思いますが、はっきりとした原因というものは突き止めていないという状況でございます。

○石原委員 今言ったんですけど、心身障害者のほうですけれども、こちら受給者数が増えたということですが、これはやっぱり新型コロナウイルスの要因で増加したものなんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 こちらにつきましても、明らかに先

ほど申しましたように重度の方が増えておるとい傾向は見られますけれども、要因までについては、はっきりとは分かっておりません。

○石原委員　ありがとうございます。なかなかそこまで踏み込んだことは難しいかもしれませんが、またもしつかめるだけでも、要因もしっかりつかんでいただいて、傾向を見ていただいて、対策を持っていただきたいなと思いますので、これは要望でございますが、お願いします。以上です。

○委員長　要望ですね。分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　同じくというか、その続きで自立支援給付事業のほうもかなり増えているわけですけれども、これも対象人数、その下の障害者自立支援医療給付事業というものもかなり補正のほうで出ているんですが、人数が増えたということでしょうか。それ以外に何か原因があるのでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　まず、自立支援給付事業のほうにつきましては、主には居宅介護支援、ヘルパーの利用の回数が増えておるといものと、児童発達支援につきましては、利用者数、利用回数ともに増えております。そのほか、共同生活支援というグループホームの利用者数及び利用回数も増えておるといところが影響したところでございます。

障害者医療給付事業に関しましては、更生医療、育成医療といった方の医療費が対象となってまいりますので、更生医療につきましては心臓などの手術にかかる費用、それから透析にかかるもの、それから育成医療に関しては、子供の口唇口蓋裂であったりとか、そういった手術にかかる費用等になってまいりまして、こちらについては、どういった手術及び治療を受けてみえる方が増えたのかどうかというところまでについては、詳細は分かっておりません。金額として不足が生じたという結果でございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員　ページ数でいくと271ページですけれども、生活困窮者住居確保給付金給付事業、こちらのほうの1,200万円程度の補正がかかっておりますけれども、こちらのほうは定例会で掛布議員が質問されている内容なんですけれども、ちょっとスピードが速くて聞き取れなかったことがいろいろありましたけれども、今回の1,200万円程度の補正が緩和されてなっていると。

こういった緩和でこれだけの大きな金額になったのか、まずそこを教えてくださいませんか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　まずは年齢制限が撤廃されました。過去は65歳未満の者を対象としておりましたが、この年齢要件が撤廃されたことにより、高齢者の方も対象となってまいりました。

それから、離職・廃業後2年以内の者とするといった要件の緩和もございまして、離職・廃業をしておらずとも、新型コロナウイルス感染症の影響で休業等によって収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態と認められれば対象とするということです。

それから、もう一つが求職活動要件の緩和でございます。これは申請をされるときに、ハローワークへの求人申込みをしておるということも要件の一つとなっておりますが、この要件が緩和されました。

以上の3点が大きな変更点でございます。

- 岡本委員　　ありがとうございます。

じゃあ、この支援制度の増加の見込みというのは、大体どれぐらいを見込まれているんですかね。それは分かりますか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　この生活困窮者住居確保給付金給付事業につきましては、既に今年度、一度補正をお認めいただいた事業でございます。その前回の時点では、秋以降に申請件数が減少していきだろーと見込んでおりました。大体、月平均11件程度の申請が前半にあり、後半には半数程度まで落ち着くであろうという見込みでございましたが、いまだ申請は緩和されていないという状況でございます。10月、11月を見ましても、まだ5件、5件というふうに相談が入っておるという状況でございます。

- 委員長　　ほかに質疑はございませんか。

- 三輪委員　　今のにちょっと関連して、国のほうが12か月の延長を決めたというか、出ていた報道があったんですが、それについての何か連絡、いつからそれが適用されるかというのがもし分かれば教えてください。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　政府によりますと、12月8日の臨時閣議で新型コロナウイルス感染症拡大などを受けた追加の経済対策を決定したという報道がございまして、期間が最長12か月に延長するということがご

ございましたが、まだ市のほうの通知としましては、11月27日付の国の通知で、延長に関しての検討をするという段階の通知までが正式に来ておる状況でございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続きまして保険年金課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長　それでは、保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明を申し上げますので、議案書の268ページ、269ページをお願いいたします。

中段の3款1項3目社会保障費で、後期高齢者医療支援事業の後期高齢者医療システム改修事業でございます。

なお、特定財源として国庫補助金が一部財源措置されますので、歳入予算に計上をいたしております。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでございますので、続きまして健康づくり課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、令和2年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

歳出について説明させていただきます。

議案書の272ページ、273ページをお願いいたします。

最上段4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は55万2,000円でございます。

内容につきましては、273ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

休日急病診療所運営事業で35万2,000円の補正を、休日急病診療所運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）で20万円の補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、補足説明がございます。

上段の休日急病診療所運営事業の補正は、休日急病診療所においてマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認の導入に向けた体制を整えるため、オンライン資格確認連携ソフトを整備するものでございます。

この事業に対しましては、特定財源といたしまして、国庫交付金が4分の3財源措置されるとしておりますが、議案の上程後、県を通じ、基準とする事業費42万9,000円まで定額補助を行うとの通知がございました。このことによりまして、事業費の全額35万2,000円が財源措置されることとなりますので、よろしく願いいたします。

以上で、健康づくり課所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員 273ページのちょうど今説明があったマイナンバーカードの部分でございしますが、この内容というか、2021年3月から開始されると思えますけれども、例えばこの金額の中に、システムの部分は分かったんですけど、例えば端末機だとか、ハードの部分というのは入っているんですか。また、それはどういった方法でやるのかというのが分かれば教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの内容につきましてでございますが、医療施設としてマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認の導入に向けた体制を整えるということはお伝えさせていただきましたけど、具体的には、既設のレセプトコンピューターシステムにオンライン資格確認ができるよう、オンライン資格確認連携ソフト及び顔認証つきカードリーダーを整備してまいるものでございます。

○委員長 ほかに。

○三輪委員 今のところなのですが、この3月から導入ということについての周知の方法と、もちろんマイナンバーカードがなくても受診はできると思うんですけど、そういうことについての市民への周知というのはどういうふうにするのか、教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず国のほうから、周知といたしまして今後ポスター等が送付されると伺っております。こういったものを医療機関である休日急病診療所をはじめ、公共施設のほうに掲示をしてみたいと考えております。また、当然このことにつきまして、ホームページ等で周知をしてみたいと考えております。

また、マイナンバーカードをお持ちじゃなく受診される方は、今までどおり保険証をお持ちになって受診するということも可能でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員 関連でございますけれども、まずこのソフトを使用するということが補正がかかっているんですけども、これというのは今回限りなのか、年間ずっと今後かかってくる、使うことによって、リースみたいな年間ずっと今後も予算が発生するものなのか、まずお聞きしたいんですが、お願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず、こちらのソフトの使用料ということでございますけれども、こちらはソフトを購入して、ダウンロードをして使用してまいります。そうしたことから、このことについての支払いは今回限りでございます。また、ソフトの使用期限などはございません。

○岡本委員 ありがとうございます。

もう一つ、今回マイナンバーを利用するということが、医療関係のほうにしても、市民のほうにしても、どういった利便があるのか、ちょっとその考え方を教えてください。お願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず、医療関係者にとっての利点でございますけれども、窓口において、オンラインで直ちに医療保険の資格の確認ができ、失効した健康保険証による過誤請求の減少が期待できます。

次に、市民、患者にとってでございますけれども、転職などで保険証が変

わっても、新しい保険者が資格情報を登録されることで、新たな健康保険証の発行を待たずに医療機関や薬局などを受診できるものでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続きまして教育部生涯学習課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　生涯学習課所管の補正予算につきまして、歳出にて御説明させていただきますので、議案書の268ページ、269ページをお願いいたします。

最下段の3款1項5目学習等供用施設費の学習等供用施設運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）で、消耗品費として3万9,000円の増額をお願いするもので、特定財源として新型コロナウイルス感染症対策寄附金を充当するものでございます。

はねていただきまして、278ページ、279ページをお願いいたします。

下段の10款4項1目生涯学習費の公民館運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）で、消耗品費として2万3,000円の増額をお願いするもので、特定財源として新型コロナウイルス感染症対策寄附金を充当するものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございますので、続きまして学校給食課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長　それでは、学校給食課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の280ページ、281ページをお願いいたします。

280ページ上段、10款5項2目学校給食費でございます。所管課は学校給食課で、補正予算額は327万8,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、右側281ページの説明欄をお願いいたします。

給食施設整備等事業といたしまして、南部学校給食センターの屋上防水工事費327万8,000円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 防水工事って、どういう工法になるんですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 工事の内容といたしましては、塩ビの防水シートを貼るような形になってきます。あと、部分的には塗装防水ということで施工していきます。

○中野委員 ちょっとずれるかもしれないんですけど、今南部と北部で結構建物も老朽化して、設備もかなり老朽化して、私も一般質問の中で新給食センターについてもいろいろお聞きさせていただいているんですけども、今後そういう機器とか、建物も随分老朽化してきて、今度こういう補修関係の費用が大分出てくるのかなあと思うんですけども、今、新給食センターのほうの計画って、どういう進捗になっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 新給食センターの建設については、平成31年度に策定されました学校給食基本計画に基づいて今行っております。現在は、候補地となり得る建設用地について検討しておりまして、決定し次第、順次測量だとか、整備費というものを試算していきたいと思っております。

○中野委員 なかなか計画が、計画書を立てられて、土地だったりとか、いろいろ中身、運営方法だったりとか、その辺の中身がまだちょっと決定されていないなあというところで、そうやってどんどん時間が過ぎていけば、や

っぱり設備費用の補修だったりとかって、相当出てくると思うんですけども、その辺の進捗の期限というか、どの辺で考えているのか。延びれば延びるほど、この辺の補修費がどんどん増えてくるので、その辺どのような考えなのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

- 教育部長　　まずは、先ほど課長が申し上げたように、どこに建てるか、土地の確保がまず第一だと考えておりますので、そちらのほうを今進めているということで御理解いただきたいと思います。
- 三輪委員　　この今の防水工事の期間と、あと調理業務には影響というのはないのでしょうか。
- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　　期間といたしましては、発注自体は来年1月上旬から3月上旬、工期としては70日間を予定しております。
- 委員長　　影響。
- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　　影響については、今回防水シートを施す場所については2階にある会議室、あと女子更衣室、男子更衣室の部分になってくるので、給食の調理をするところには関わっていないというところで、給食調理には影響しないということです。
- 委員長　　ほかに質疑はございませんか。
- 岡本委員　　関連ですけれども、防水の工法については分かったんですけども、これって、何者ぐらいから見積りとかを取る予定をされているのでしょうか。
- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　　2者から見積りは徴収いたしました。
- 岡本委員　　それは市内の業者、それともほかの業者、いろいろあると思うんですけども。
- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　　市内1者と市外1者です。
- 中野委員　　防水の工事なんですけれども、以前も一般質問とか何かで、かなり夏場、給食センターは暑くなるので、遮熱効果とか、そういうことは全然加味していないというか。
- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　　その辺については加味していません。

○中野委員　その辺をしていく予定はないですよ。かなり室温の低下もあるとあって。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長　今回、先ほど申し上げたように、施工する部分としては会議室の上、あと女子更衣室、男子更衣室になってくるので、そちらについてはエアコンが完備されていますので、影響はないかと思っております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続きましてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○こども政策課長　こども政策課所管の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

歳出について御説明を申し上げますので、議案書の270ページ、271ページの上段をお願いします。

3款2項1目こども政策費、学童保育所整備事業で124万円の減額をお願いするものでございます。

以上で、こども政策課所管の説明を終わらせていただきます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いします。

○委員長　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございますので、続きまして保育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○保育課指導保育士　それでは、保育課所管について御説明させていただきます。

歳出につきましては、議案書の270ページ、271ページの上段に、3款2項2目保育費、保育園施設改修（空調設備）事業を掲げております。

内容につきましては説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 本当に前、古知野中保育園で大変苦勞されたと思うんですけど、今回の古知野北保育園の改修は、もう既に調子が悪いのか、計画的なものかということと、繰越明許費になっているんですが、この完成というのか、いつまでに空調が新しくなるのか、分かれば教えてください。

○保育課主幹 古知野北保育園の空調設備は、平成12年に改修をしており、20年が経過しておるものでございます。保守点検を年4回実施しております。5月の点検結果には問題なかったものの、令和2年度の冷房を開始した際に、2系統のうち1系統の設備が停止したということで園から報告を受けました。

今年度保守点検を実施しております業者に調査を依頼しましたところ、修理不能というような報告を受けております。これを受けまして、今年度の冷房につきましては、設備が停止した乳児室に仮設の空調を設置して対応をいたしております。故障していない残りの1系統につきましては、使用ができるものの、同時期に工事をいたしておりますので、20年が経過していることから、今回施設全体の空調の改修を行うための設計委託料をお願いしておりますところでは。

空調設備の設計ですけれども、来年の6月までですので、今回繰越明許費ということをお願いをしております。工事につきましては、来年度の12月に完了予定ということでございます。

○三輪委員 とすると、来年の夏というのは現状のままで何とか乗り切れるということなんですか。

○保育課主幹 来年度の夏につきましても、今年度と同様に仮設の空調を設置して対応してまいるというような予定でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○中野委員 園の保育的に支障はないですか。工事期間って、どれぐらいかかるの。

○保育課主幹 工事期間は、来年度の8月からの準備を始めまして、12月までということで予定をしております。保育につきましては、その工事の段取りと合わせて保育士のほうと調整をしながら進めていきますので、通常の工事と同じということになります。

○委員長 よろしいでしょうか。
ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございます。

これをもって質疑を終結したいと思います。先ほどの議案第98号の審査中、稲山委員の質疑に対して答弁保留となっておりましたことに対して、当局から答弁を求めたいと思います。

○教育部長 財産の関係で調べられるかなと思ひまして、当たってみたんですけど、そこで分かったのが、学習等供用施設以外で例えば市の所有のもの、市が所有しているものを地元区等にお渡ししたものがあのかということを確認したら、地元区が集会所などで建てたものについて登記をしようとするときに、地縁団体の認可が下りていないものですから、一旦市の名義にして登記をして、その後、地元区にお返しというか、戻したというような経緯を持った建物はあのかということなんです。それだと先ほどの和田公民館の話はちょっと違うような気がしますので、和田公民館のようなパターンは、ちょっと調べられなかったです。

ですので、ちょっとこれから各課に、どこがどういう所管をしているのか分からないものですから、ちょっと時間をいただきたいということで、それは調べさせてもらうということで、経緯を調べるようにということで御質問いただければ、要望という形で受けさせていただくということでいかがでしょうか。

○稲山委員 そういった事例がもしあるようであれば、譲渡の一つの例として、事例としてあるということであれば、そういったものを参考にして、区との交渉の一つの資料として、いろいろと区長なんかの御相談なんかに乗っ

ていただければいいかなと思うわけでありますので、一遍調べておいてください。

○教育部長 分かりました。調べておきます。

○委員長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休 憩

午前11時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

議案第99号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第100号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続きまして、議案第100号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第100号について御説明を申し上げますので、議案書の283ページをお願いいたします。

議案第100号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

284ページから287ページにかけて、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

続きまして、288ページ、289ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

1款1項1目は一般被保険者国民健康保険税、その下の2款1項1目は災害臨時特例補助金、その下の3款1項1目は保険給付費等交付金でございます。

す。

次に、290ページ、291ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳出でございます。

3款1項1目と3款2項1目、及び292ページ、293ページになりますが、上段の3款3項1目は国民健康保険事業費納付金支払事業で、災害臨時特例補助金など、特定財源の歳入額の補正に伴う財源更正でございます。

次に、下段の7款1項1目は償還金及び還付加算金で、減免の決定による還付金の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○岡本委員 ちょっと確認なんですけれども、288ページの国民健康保険税2,289万2,000円減額されておりますけれども、この算定基準というのは何か、教えていただけるとありがたいんですけれども。

○保険年金課長 こちらは、今回の新たな減免制度として設けられた、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことに伴う国保税の減免ということで、その減免額の算出なんですけど、まず対象になる世帯というのが、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯で、さらにその要件というのが、令和2年中の事業収入等に対する事業収入の減少見込額というのが、令和元年の当該収入の10分の3以上であるということが条件になっております。そうした世帯に対する減免額というのをまず算出したんですが、そちらが合計をいたしますと、2,577万5,000円ということで積算をしております。そちらがまず減免額ということになるわけですが、その減免額で、これから頂く額というのが、上にある減額補正の2,289万2,000円ということになるものでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結い

たします。

暫時休憩いたします。

午前11時35分 休 憩

午前11時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第100号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第101号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続きまして、議案第101号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第101号につきまして御説明をいたします。

議案書の295ページをお願いいたします。

令和2年議案第101号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

296ページ、297ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、298ページから299ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、300ページ、301ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入予算でございます。

最上段の1款1項1目第1号被保険者保険料は、511万6,000円の減額でございます。

中段の2款2項1目調整交付金は237万2,000円、その下の5目事務費補助

金は414万円、その下の6目災害等臨時特例補助金は355万6,000円でございます。

はねていただきまして、302ページ、303ページ上段の6款1項5目その他一般会計繰入金は646万4,000円でございます。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。

304ページ、305ページをお願いいたします。

最上段の1款1項1目総務管理費の補正予算額は1,060万4,000円でございます。

中段の2款1項1目介護サービス等諸費の補正予算額は、990万4,000円の減額でございます。

306ページ、307ページをお願いいたします。

最上段の2款4項1目高額介護サービス等費の補正予算額は990万4,000円でございます。

下段の6款1項1目償還金及び還付加算金の補正予算額は81万2,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時38分 休 憩

午前11時38分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第101号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

議案第104号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第12号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

教育部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正

第3条 地方債の補正

○委員長 続きまして、議案第104号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第12号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、教育部の所管に属する歳入歳出、第2条 繰越明許費の補正、第3条 地方債の補正を議題といたします。

なお、審査方法でございますが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

最初に、教育部教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○教育課長 教育課の所管の補正予算につきまして、歳出で御説明申し上げますので、追加議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

上段の表、10款2項1目小学校費で補正予算額は1,650万円でございます。内容につきましては、右側9ページの説明欄をお願いいたします。

学校管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）で1,650万円の増額補正をお願いするもので、特定財源といたしまして、歳入に掲げております文部科学省の学校保健特別対策事業費補助金825万円を充ててまいります。

続きまして、8ページの中段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は850万円でございます。

内容につきましては、右側9ページの説明欄をお願いいたします。

学校管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）といたしまして850万円の増額補正をお願いするもので、特定財源といたしまして、こちらも歳入に掲げております学校保健特別対策事業費補助金425万円を充ててまいり

ます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員 議案質疑の中でも、前回の補助金の活用事例として消毒などの衛生用品、また3密を回避するためのアクリル板、修学旅行や校外学習のバス増便に係る借り上げ料などに活用されているとの答弁がありましたけれども、今後各学校はこの補助金を活用してどのようなものを購入する見込みなのか、分かっている範囲でお願いいたします。

○教育課長 現時点で学校からお聞きしているところでお答えさせていただきますと、最初の補助金でも各学校が購入しております消毒液、清掃用モップなどの衛生用品についてもまだまだ必要であり、購入したいとのことでございます。

そのほか、サーモグラフィー熱検知器や加湿器、手洗い時の感染を防ぐための自動水栓、あと保健室で使用する滅菌器など購入したいとの話を伺っております。なお、サーモグラフィー熱検知器につきましては、学校の脱履所に設置し、毎朝の検温作業の軽減を図りたいとのことでございます。以上です。

○三輪委員 それで、これが可決されてから学校のほうがまた計画書を作るんじゃないかと思うんですけれども、その計画書の提出期限がいつでということと、あと3月までに多分使い切らないといけないと思うんですけど、万が一使えなかったら返還とか、そういうことになるんでしょうか。

○教育課長 まず、手続について少し御説明させていただきますと、委員からお話がありましたように、まず各学校のほうから事業計画書を提出していただきまして、その事業計画書に基づきまして、概算払いで各学校のほうに補助金を交付いたします。事業完了後、実績報告書を提出していただきまして、補助金の確定、精算という形になります。

それで、今年度いっぱいを使い切れなかった場合はどうなるんだというようなことですが、こちらのほうの事業は国の補助対象事業となって

おりまして、国の要綱の中では令和3年3月31日までの事業ということになっておりますので、そういった場合には、精算の段階でお金を返していただくというようなことになってこようかと思えます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続きましてスポーツ推進課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　スポーツ推進課所管の人件費を除く補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、追加議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

10ページの上段、10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は6,998万2,000円でございます。

内容につきましては、11ページの説明欄をお願いいたします。

スポーツプラザ整備等事業につきましては、工事監理委託料及び武道館空調設備整備工事費といたしまして、6,998万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、特定財源といたしまして、地方債、武道館空調設備整備事業事業債5,780万円を充ててまいります。また、年度内に事業が完了しないことから、繰越明許費として全額翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○中野委員　まずちょっと金額が大きくて、内容がよく分からないので、内訳とかが分かれば教えていただきたいんですけども。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　今回の武道館の空調設備の設置工事でございますが、大きく分けて建築工事、電気工事、機械工事というふ

うに分かれております。具体的には、エアコンをつけるエアコンの設備、それから換気も併せて行いますので、換気用の機械、それから壁等、工事を行いますので、そちらの建築工事、それから熱源の工事、今回電気で熱源を行います、その関連の工事というふうになっております。

○中野委員 進捗というか、工期が分かれば教えていただきたいんですが。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 今、建築課と協議をしている段階で、設計のほうも今途中の段階ではございますが、見込みとしましては2月下旬頃から工期が取れるということで、7月頃をめどに工事期間を考えております。

○中野委員 その間、今いろいろスポーツ団体が武道館を使っていると思うんですけども、その間団体が使えるのか、その辺はどうなるのか、分かればお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 こちらもまだ協議の段階ではございますが、工事期間について利用者の方への影響はどうしても出ようかと思えます。ただ、利用の多い土・日ですとか、夜間には何とか利用ができないかということで今協議を進めているところで、ある程度は利用していただけるのではないかと考えております。

○中野委員 今団体が幾つあって、その辺の周知って、もうされているのか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 まだ今の段階で周知はしておりませんが、12月20日に利用者の方への調整会議を予定しておりまして、その場で利用者の方には分かる範囲でお知らせをしたいと思っております。

○中野委員 この間、2月から7月の間ぐらいで、いろいろ大会とか、そういうのって、以前から慣例的にあるのかないのか、そういう影響はないですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 武道館は、定期利用ですとか、それから大会でも利用されることがあるんですが、武道館の工事をするということはある程度認識をいただいております、今の段階では、お客様、利用者の方からお問合せということは、あまり混乱は起きていないという状況でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休 憩

午前11時49分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第104号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。皆さんの協力のおかげによりまして、午前中スムーズに委員会を終わることができました。ありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会といたします。

午前11時50分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 伊藤吉弘